

令和３年度
和歌山県デジタル経営診断環境構築業務
仕様書

１ 委託業務名

令和３年度和歌山県デジタル経営診断環境構築業務

２ 背景・目的

昨今、データやデジタル技術を活用してこれまでにないビジネスモデルを展開する新規参入者が登場し、あらゆる産業においてゲームチェンジが起きつつあり、各企業は、競争力維持・強化のために、デジタルトランスフォーメーション（DX）をスピーディーに進めていくことが求められている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う接触回避や移動制限などの制約により、各企業は従来のビジネス様式を大きく変化させられ、デジタル技術の活用（以下「デジタル化」という。）を強く求められている。

こうした社会の変化を踏まえ、県内事業者がデジタル化状況を把握し、デジタル化や企業変革の必要性を認識することで、今後の推進方針を認識する機会を提供するため、和歌山県として県内事業者に対し、デジタル経営診断を実施するものである。

本委託業務は、こうしたデジタル経営診断を実施するために必要となる診断項目の検討及び診断ツールの整備といった診断環境の構築を行う。

３ 業務内容

(1) デジタル経営診断項目の検討

ア 受託者は、独立行政法人情報処理推進機構や関東経済産業局等が作成した指標等を参考にしながら、デジタル経営状況を把握するための質問票 など（以下「診断項目」という。）を県と協議し、開発すること。なお、診断項目には、デジタルツールの利用状況、経営戦略、組織体制、意思決定・情報伝達ルート、デジタルビジョン・戦略、社内の業務効率化・業務改革、顧客接点強化への意向、新規事業創発、開発マネジメント、デジタル人材育成等が把握できる内容とすること。

イ 受託者は、本契約期間後においても県内事業者が診断項目へ自由にアクセスでき、自社のデジタル経営状況を把握できるような環境を構築すること。

例：診断項目のWEB上での公開 等

(2) デジタル診断ツールの作成

受託者は、和歌山県第三期産業技術基本計画に定める８つの戦略分野（①ロボット等加工・組立技術分野、②化学分野、③医療・福祉分野、④バイオ・食品分野、⑤エネルギー・環境分野、⑥IT・ソフトウェア・通信技術分野、⑦農業・林業・水産業、⑧航空・宇宙分野）に属する県内事業者が診断項目を利用することを想定し、県内事業者の事業

活動（発注・納品・在庫管理・製造又はサービスの提供・支払など）に即した診断結果を速やかに提供することが可能な仕組み（以下「診断ツール」という。）を構築すること。なお、診断ツールを用いて導出された診断結果には、デジタル化に伴うコスト削減目安額が提示されるなど、県内事業者がデジタル化に着手することを前向きに捉えられるような工夫を凝らすことが望ましい。

(3) プレ診断の実施

(1)の診断項目の検討精度の向上を図るため、受託者は、本契約期間中に県内事業者100者を目途に試験診断（以下「プレ診断」という。）を行い、反映させること。なお、プレ診断は、和歌山県第三期産業技術基本計画に定める8つの戦略分野を対象に実施すること。

4 診断項目及び診断ツール並びに診断結果の取扱

(1) 診断項目及び診断ツールの取扱

診断項目及び診断ツールの作成に伴い、知的財産権（特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利、技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの）が生じた場合においては、原則、受託者がこれらの権利を所有または管理すること。ただし、公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして県が求めた場合、受託者は、無償で当該知的財産権を実施（特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為）する権利を県及び県が指定した機関等に許諾すること。

(2) 診断結果及び診断により知り得た情報の取扱

ア 受託者は、診断結果及び診断により知り得た情報を、善良なる管理者の注意をもって管理すること。

イ 受託者は、診断結果及び診断により知り得た情報を精査・分析し、県に定期的に報告すること。

ウ 受託者は、診断ツールの作成及び診断結果に関する証拠書類等を、本契約期間満了

後、１０年間保存すること。

4 予算上限額

金 38,500,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 3,500,000 円を含む）

5 契約期間

契約締結日から令和４年３月１６日（水）

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは県及び受託者の協議により定めること。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について、本県と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本県へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関し、進捗確認会議等を開催し、報告・調整を行うこと。